

2023年9月29日

お客様各位

萩山口信用金庫

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、2023年10月1日より適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されます。当金庫では適格請求書発行事業所として、インボイス制度への対応を下記のとおりご案内いたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業所登録番号

萩山口信用金庫:T4250005000652

2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収証」等を発行いたします。
- (2) 当金庫制定の各種「振込依頼書」につきましては、お客様へお渡しする「振込金受取書(兼手数料受取書)」等をインボイスとしてご利用いただけます。

3. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

口座振替でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイス制度の要件を満たした「インボイス管理票」を作成いたします。

なお、「インボイス管理票」の発行につきましては、別途お申し込み手続きが必要となりますので、お取引店へお申し出ください。

4. ATM・両替機でのお取引について

ATM・両替機でのお取引は、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

そのため、ATM・両替機でのお取引の際に出力する「ご利用明細書」等につきましては、インボイス制度開始に伴う様式の変更は行っておりませんので、ご了承ください。

5. インボイスの重複発行について

当金庫または当金庫の委託先が発行する「インボイス管理票」につきましては、店頭等で手数料をお支払いいただいた際の発行済のインボイスと重複して掲載されるものがあります。

つきましては、実際にお支払いになられた「領収証」等とあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

以上